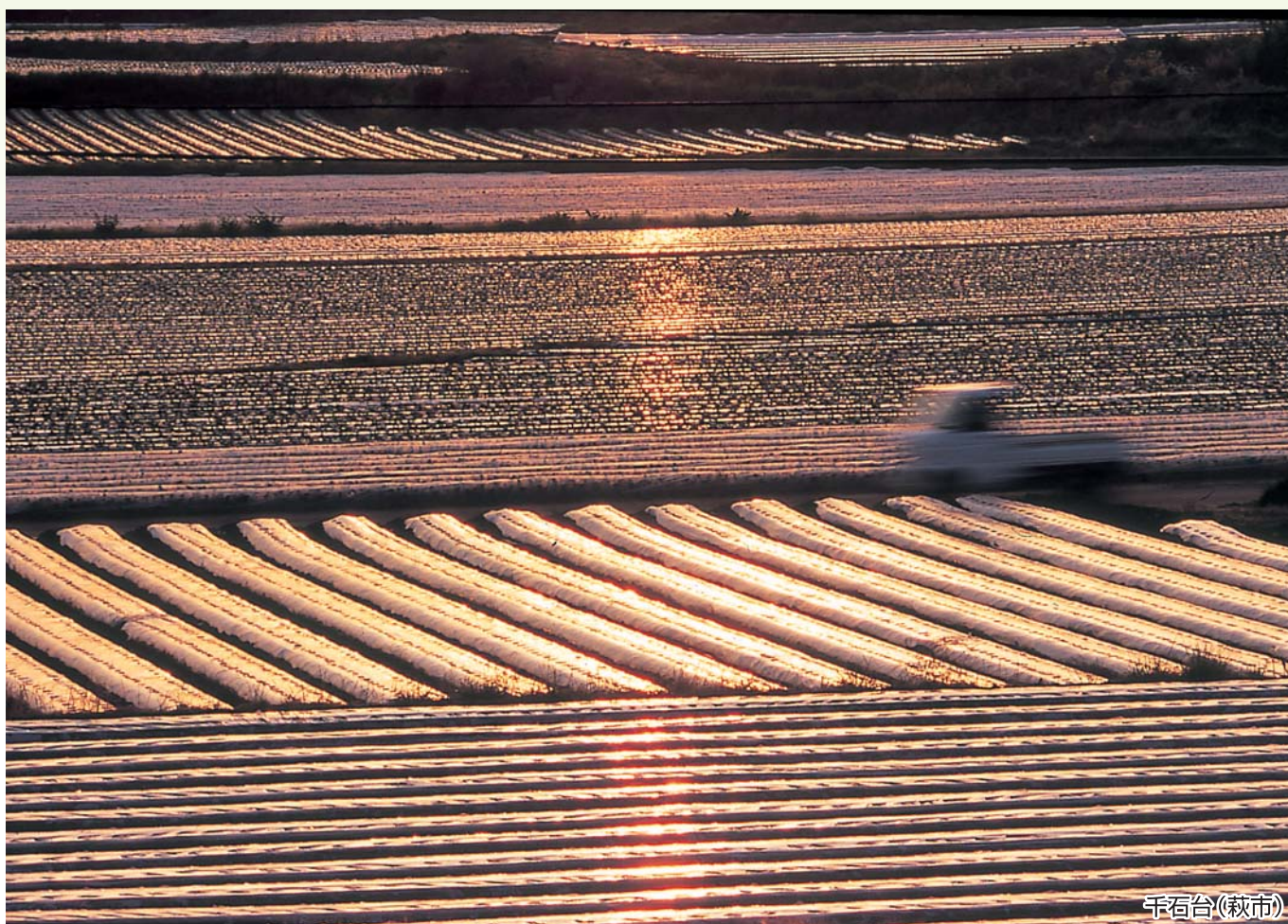


共 済 だ よ り


KYOSAI!

Yamaguchi

3
MAR
2011
月号



千石台(萩市)

新しく年金受給者になるみなさんへ	2
疾病分類統計	4
貯金の運用状況	6
資格係からのお願い	7
医療費通知	8
年金学校 	9
介護財源率の引き上げについて	10
Information 年金者連盟からのお知らせ	13

新しく退職共済年金の 受給権者になるみなさんへ

60歳になると特例による退職共済年金の受給権が発生し、受給権発生翌月から年金が支給されることとなります。なお、基本的に、在職中は給料との調整により年金の支給が停止となりますが、退職されれば支給が開始となります。

よって、受給開始後の主な手続等についてお知らせします。

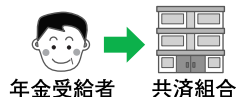
ご不明な点につきましては、共済組合年金課までお問い合わせください。TEL:083-925-6550

【共済組合からお願いする主な手続】



手続内容	何のために行うの？	対象者は？	必要な手続は？	必要な添付書類は？
公的年金の所得税の源泉徴収に係る申告	年金には所得税がかかることから、その所得税を年金から源泉徴収させていただく場合に、税控除対象の申告が必要になるため。	退職共済年金の受給者のうち、年金額が108万円以上である方（65歳以上の方で老齢基礎年金を受給している場合は80万円以上、老齢基礎年金を受給していない場合は158万円以上）	毎年10月中旬に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。	なし
年金受給者に対する受給権の調査	年金の受給権があるかどうかの調査が必要なため。	住民基本台帳ネットワークで必要事項が確認できない方及び加給年金額対象者を有する方	誕生月に「現況届」を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。	確認内容によって、加給年金額対象者が受給権をもつ年金証書の写しなど
加給年金額の加算に係る調査	加給年金額の加算対象となる方（65歳未満の配偶者等）がいるかどうかの調査が必要なため。	組合員期間が20年以上ある方	平成22年度中に60歳となる（なった）方については、65歳（特定消防組合員は62歳）の誕生日前に「加給年金額対象者届書」を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。	加給年金額対象者に係る所得証明書、基礎年金番号通知書、年金証書の写しなど
加給年金額対象者の60歳到達に係る調査	加給年金額の加算対象となる方（65歳未満の配偶者等）が60歳に到達したときに、公的年金の受給状況を確認する必要があるため。	配偶者に係る加給年金額が加算されている方	配偶者が60歳に到達した後、1～2か月後に「加給年金額対象者に係る公的年金制度加入状況申告書」を送付しますので、必要事項を記入して提出してください。	加給年金額対象者が受給権をもつ年金証書の写しなど
再就職及び雇用保険の加入に係る調査	年金受給権者が再就職した場合に、年金の停止額計算や雇用保険の被保険者情報の登録を行う必要があるため。	再就職された方で共済組合に報告をされていない方、及び再就職による雇用保険被保険者番号の報告が必要な方	年金受給権者が再就職したことが確認できた際に、調査書類を送付します。なお、その方の現状によって、送付する書類は変わります。	「雇用保険被保険者証」の写しなど
65歳時における請求書の提出	65歳までの退職共済年金は特例による支給であることから、65歳になると本来支給の退職共済年金に変更となり、再度請求書の提出が必要となるため。	退職共済年金受給者で65歳になられた方	「退職共済年金請求書」等を送付しますので、必要事項を記入し提出してください。	なし

【年金受給者の方から届け出ていただく主な手続】



届出事由	何のために行うの？	必要な手続は？	必要な添付書類は？
氏名が変わったとき	共済組合からのお知らせや送金を正しく行うため。	「年金受給権者異動報告書」を提出してください。	戸籍謄本
住所が変わったとき			なし
受け取り金融機関の変更を希望するとき			金融機関の通帳の写し
複数の年金の受給権を得たとき	2種類以上の年金の受給権が発生した場合、年金支給に調整が必要となるときがあるため。	「年金受給権選択申出書」（年金の請求手続をされたところで選択の申出をする。）を提出してください。	なし
再就職をしたとき	厚生年金や私学共済、議員共済などに加入され勤務される場合、年金支給に調整が必要となるときがあるため。	「年金受給権者再就職届書（他制度加入用）」を提出してください。	再就職先で雇用保険に加入されている場合は、「雇用保険被保険者証」の写し
雇用保険失業給付の受給を希望するとき	失業給付による基本手当等を受給された場合、年金支給に調整が必要のため。また、受給が終了した場合にはその調整を解除するため。	「雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届出書」を提出してください。	「雇用保険受給資格者証」の写し
65歳到達前に、各年金法の障害等級（1～3級）に該当する程度の障害状態になったとき	一定の障害等級に該当する程度の障害状態になった場合は、届出のあった月の翌月から定額部分等が加算されるため。また、不該当となったときは、その特例を解除するため。	「障害者特例請求書・非該当届書」を提出してください。	診断書又は障害に関する年金証書の写しや加給年金額対象者の戸籍謄本、基礎年金番号通知書、住民票、所得証明書など
加給年金額対象者の異動があったとき（配偶者の死亡、離婚、年金受給・年金停止等又は子が養子縁組、離縁等）	加給年金額は、その対象者が一定年齢（配偶者の場合は65歳）に到達したときに失権しますが、それ以前に、左記の事項に該当した場合には、加給年金額の停止や失権処理等を行うため。また、支給停止の事由に該当しなくなったときは、停止を解除するため。	「加給年金額対象者異動届書」を提出してください。	異動内容に応じて、戸籍謄本、年金証書の写しなど
年金受給者が死亡したとき	年金受給権の失権や遺族年金の裁定等の処理を行うため。	「遺族共済年金決定請求書」「年金受給権消滅届書・支払未済給付請求書」を提出してください。	遺族の有無で提出書類が違いますので、共済組合にご確認ください。



年金者連盟への加入のお願い

組合員のみなさんが退職され、年金を受給される場合、年金受給権者のみなさんの福利厚生や年金受給者相互の親睦に関する事業を行う「山口県市町村職員年金者連盟」という団体に加入していただくことができます。定年退職の方については、各所属所の共済事務担当課を通じて年金者連盟加入申込書及び資料を配布させていただきますので、加入について、是非ご確認ください。詳細については、P13をご覧ください。

疾/病/分/類/統/計

共済組合では、組合員と被扶養者の皆さんの健康管理に役立てていただくために、毎年、年2回の『医療費通知書』の配布とともに、年1回の疾病分類統計を行っています。今回は、組合員及び被扶養者の平成21年9月から平成22年8月受診分における「年間1人当たり受診件数及び医療費」(図1, 図3)と「年齢階層別病類別医療費の割合」(図2, 図4)のグラフを作成しました。なお、医療費の割合のグラフには院外処方による薬代は含まれていません。

下記グラフ「年間1人当たり受診件数及び医療費」(図1, 図3)からわかるように、若年層を除き年齢とともに医療費が増加しています。中でも、新生物(がんなど)、循環器系の疾患が、加齢に伴って大きく増加傾向にあり、医療費の伸びにもつながっています。また、歯科における医療費の割合が全年齢層で多いことも注意が必要です。

風邪などが流行る季節、健診結果を見直すとともに、身近な健康管理から始めてみませんか。



1. 食後の歯みがきをしていますか?
2. 歯の定期健診を受けていますか?
3. 外出後の手洗い・うがいはしていますか?
4. 喫煙・飲酒はほどほどですか?
5. 定期的に運動はしていますか?



組合員

総医療費[円] 図1：年間1人当たり受診件数及び医療費 件数[件]

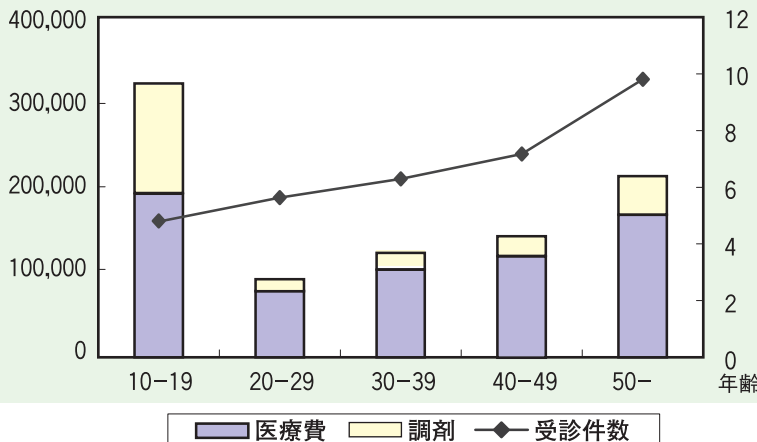


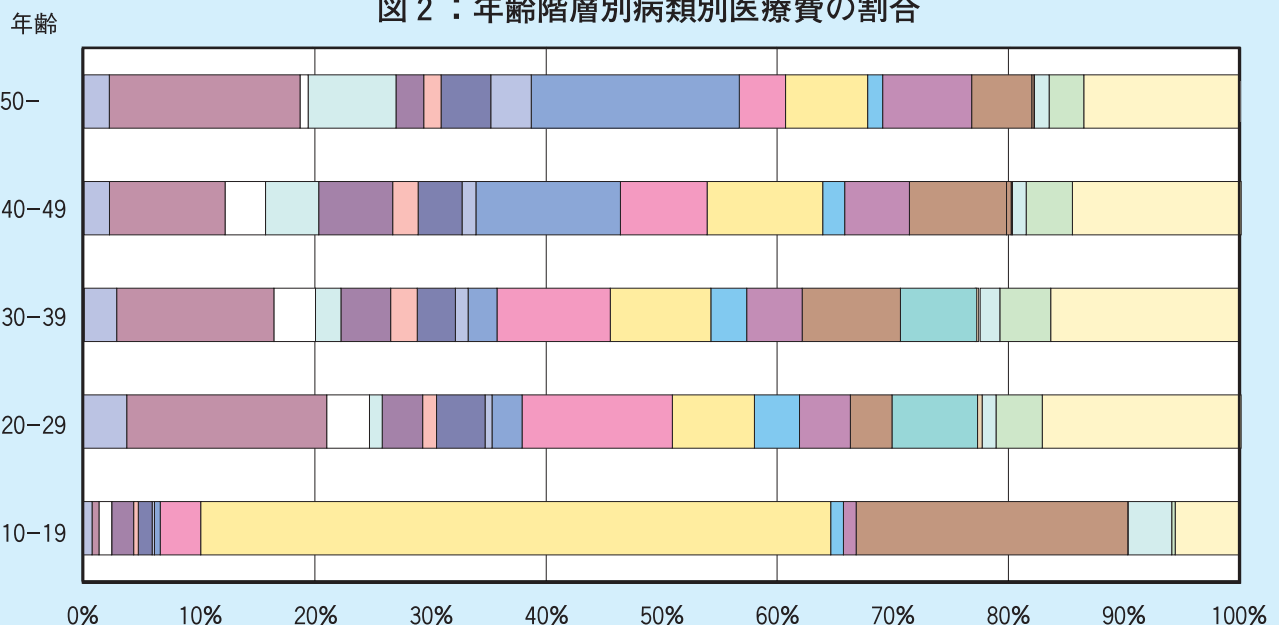
表1：年間平均人数

(単位:人)

年代	組合員		被扶養者	
	男	女	男	女
0-9	—	—	2,965	2,923
10-19	41	16	2,810	2,651
20-29	1,138	769	1,023	1,088
30-39	3,497	1,875	45	1,742
40-49	2,925	1,413	12	1,614
50-59	3,460	1,432	69	1,736
60-	550	181	155	594
合計	11,611	5,686	7,079	12,348

※任意継続組合員を含む。

図2：年齢階層別病類別医療費の割合



病類の項目／主な病名

- ・感染症及び寄生虫症
腸管感染症（コレラ、赤痢など）、結核、ウイルス肝炎、水痘、はしか、水虫、いぼ
- ・新生物
がん、悪性リンパ腫、白血病、その他悪性腫瘍、ポリープ
- ・血液及び造血管の疾患並びに免疫機構の障害
貧血、血友病、複合免疫不全
- ・内分泌、栄養及び代謝疾患
甲状腺腫、糖尿病、高脂血症、栄養失調症、ビタミン欠乏症、低身長
- ・精神及び行動の障害
認知症、アルコール依存症候群、統合失調症、躁うつ病、ノイローゼ、自閉症
- ・神経系の疾患
パーキンソン病、アルツハイマー病、てんかん、脳性麻痺、自律神経失調症、片頭痛
- ・眼及び付属器の疾患
結膜炎、白内障、遠視、近視、乱視、緑内障、ものもらい、網膜剥離
- ・耳及び乳様突起の疾患
外耳炎、中耳炎、メニエール病、内耳炎、難聴
- ・循環器系の疾患
高血圧、狭心症、不整脈、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、動脈硬化、痔核、低血圧
- ・呼吸器系の疾患
かぜ、気管支炎、扁桃炎、肺炎、アレルギー性鼻炎、副鼻腔炎、喘息、インフルエンザ
- ・消化器系の疾患
胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、肝炎、胆石症、肝機能障害、膵炎、虫垂炎、便秘
- ・皮膚及び皮下組織の疾患
湿疹、アトピー性皮膚炎、じんましん、円形脱毛症、にきび
- ・筋骨格系及び結合組織の疾患
関節症、椎間板障害、腰痛、坐骨神経痛、五十肩、骨粗しょう症、慢性関節リウマチ
- ・尿路性器系の疾患
腎不全、尿路結石症、膀胱炎、前立腺肥大、月経障害、更年期障害
- ・妊娠、分娩及び産じょく
流産、早産、妊娠中毒症、つわり、多胎分娩
- ・周産期に発生した病態
未熟児、胎児発育遅延、胎児栄養失調、核黄疸
- ・先天奇形、変形及び染色体異常
心臓の先天奇形、水頭症、口蓋裂、ダウン症候群
- ・症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの
頭痛、めまい、失神、発疹、動悸、呼吸困難、吐き気、腹痛、倦怠感
- ・損傷、中毒及びその他の外因の影響
骨折、頭蓋内損傷、熱症、中毒、熱射病、日射病、しもやけ、捻挫、脱臼、脳震とう
- ・歯科
むし歯、歯肉炎、歯周炎、顎関節障害

被扶養者

- 感染症及び寄生虫症
- 新生物
- 血液及び造血管の疾患並びに免疫機構の障害
- 内分泌、栄養及び代謝疾患
- 精神及び行動の障害
- 神経系の疾患
- 眼及び付属器の疾患
- 耳及び乳様突起の疾患
- 循環器系の疾患
- 呼吸器系の疾患
- 消化器系の疾患
- 皮膚及び皮下組織の疾患
- 筋骨格系及び結合組織の疾患
- 尿路性器系の疾患
- 妊娠、分娩及び産じょく
- 周産期に発生した病態
- 先天奇形、変形及び染色体異常
- 症状、徴候及び他に分類されないもの
- 損傷、中毒及びその他の外因の影響
- 歯科

図3：年間1人当たり受診件数及び医療費

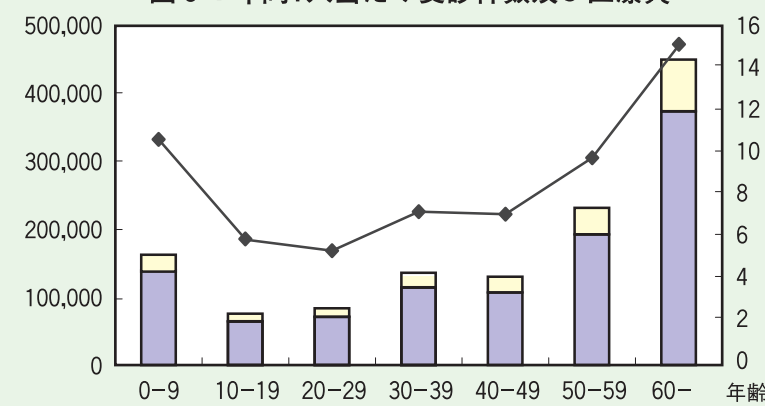
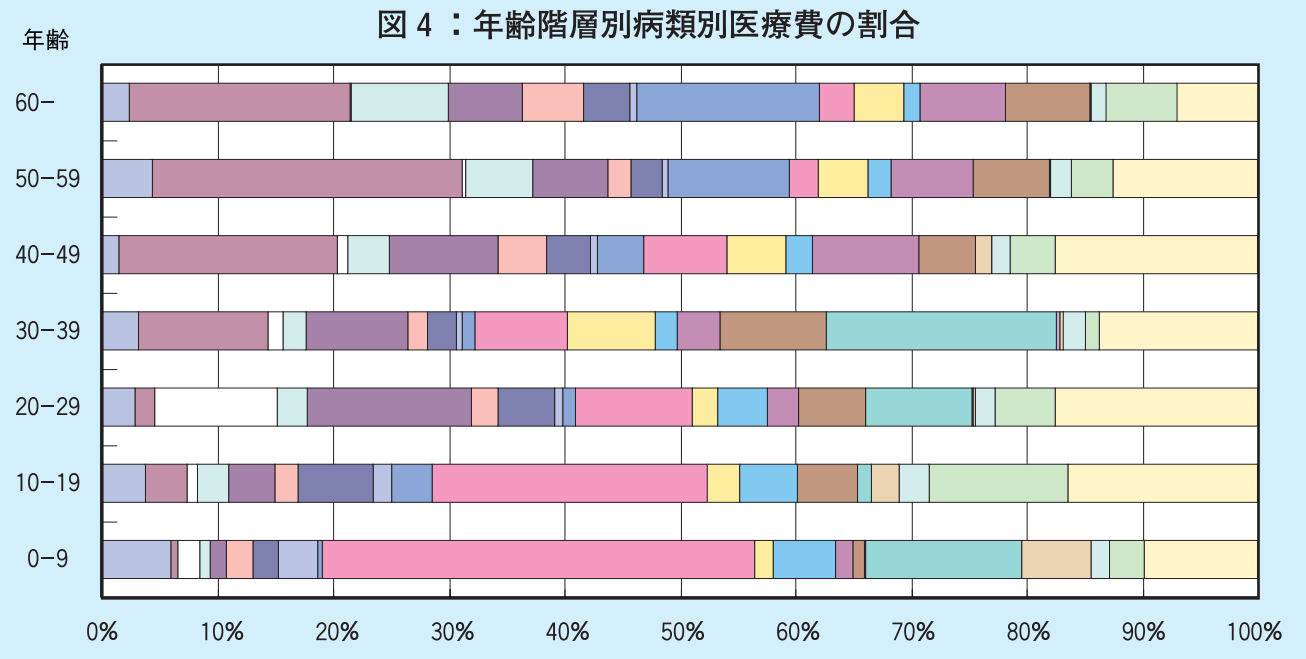


図4：年齢階層別病類別医療費の割合

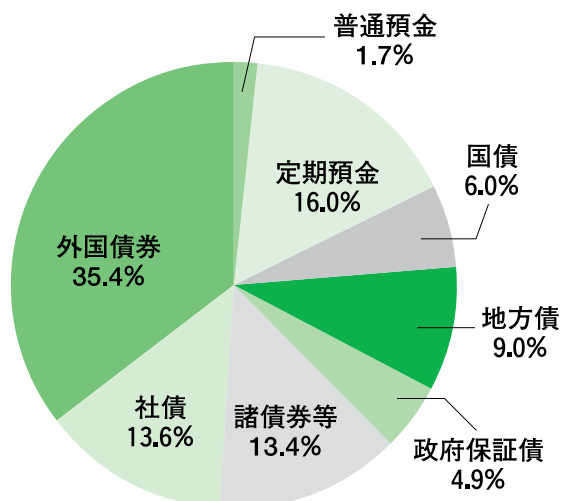


貯金の運用状況

◆貯金經理の資産の構成割合一覧表

種類	平成22年12月末		平成22年6月末
	金額(円)	構成割合(%)	構成割合(%)
普通預金	469,750,864	1.7	2.5
定期預金	4,500,000,000	16.0	13.7
国債	1,694,077,300	6.0	4.1
地方債	2,531,898,200	9.0	9.1
政府保証債	1,368,996,100	4.9	5.4
諸債券等	3,792,273,000	13.4	15.1
社債	3,846,413,000	13.6	13.1
外国債券	9,992,000,000	35.4	37.0
合計	28,195,408,464	100.0	100.0

資産の構成割合一覧



※預貯金は、山口・住友信託・中央三井信託・三菱UFJ信託銀行の4行に、預け入れております。

※組合員貯金は約257億円、積立金(利益剰余金)は約23億円です。

◆社債・外国債券・諸債券等の格付割合一覧表

格付け	平成22年12月末		平成22年6月末	(株)格付投資情報センター(R&I)の格付定義	保有する銘柄の発行体等
	金額(円)	構成割合(%)	構成割合(%)		
AAA	13,183,930,000	74.8	75.3	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。	東京電力、欧州復興開発銀行、住宅金融支援機構 外16社
AA	4,098,932,000	23.2	22.7	信用力は極めて高く、優れた要素がある。	東海旅客鉄道、福祉医療機構、スウェーデン輸出信用銀行外12社
A	347,824,000	2.0	2.0	信用力は高く、部分的に優れた要素がある。	三井不動産、日本電気、みずほ銀行 外1社
合計	17,630,686,000	100.0	100.0		

※国債・地方債・政府保証債は信用度が高いため、この格付割合一覧表から除いています。

※格付については、国内債券はR&I及び株日本格付研究所を外国債券はムーディーズを参考にしています。

◆運用の状況

現在、新規に購入する債券の利回りが低下しており、今後も厳しい運用環境が予想されますが、市場の動向を注視し、引き続き安全性を最優先にした運用に努めてまいります。

貯金經理の資金は、預金以外は国債・地方債・特別の法律による法人の発行する債券・格付がA格以上の社債及びAA格以上の外国債券により運用しています。債券については購入時はもちろん購入後においても金融機関や証券会社、格付機関、各報道機関等からの情報を収集・分析し、変動する様々なリスクを抑えるように努めております。なお、株式は保有していません。

預金については、リスク回避のため複数の金融機関に資金を分散し、取引金融機関については選定基準を設けて経営状況などの情報収集に努めています。

また、不測の事態に備え、積立金を計画的に積み立てていますので、あなたのもっとも確実な資金運用先として、安全・有利な共済貯金をご利用ください。

お問い合わせ先 総務課経理係 ☎083-925-6141

資格係からのお願い

《確定申告書等の保管と収入額の確認をお願いします》

確定申告の時期がやってきました。共済組合では、扶養の認定時や年に一回行っている被扶養者の資格調査で、事業・営業・不動産・農業・漁業等の収入（以下「事業所得等」という。）がある方については確定申告書及び収支内訳書等の諸経費を確認できるものの写しを提出していただきます。

事業所得等については、扶養認定上認められた経費の実額^{※1}を控除した金額を収入金額としています。そのため、収支内訳書等で諸経費の内容を確認する必要があるからです。これらの書類が提出されず、諸経費等が確認できない場合は、被扶養者の資格を取り消すことがありますので、確定申告等^{※2}を行った際は関係書類一式の控えを必ず保管しておいてください。

また、確定申告等をされたら、被扶養者の収入が認定の基準内かを確認してください。資格調査の際に収入が認定基準を超えていることがわかると、確定申告時までさかのぼって被扶養者の資格を取り消すこととなります。

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金^{※3}、光熱給水費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費、地代家賃

【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料・飼料、農具費、農薬衛生費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※1 所得税法上の経費とは異なります。家内特例経費等については、実際にかかった経費ではありませんので、経費としてみることはできません。

※2 所得税の確定申告はしていないが、市（町村）・県民税の申告をしている場合も同様の取り扱いになります。

※3 給料・賃金については、被扶養者として認定を受けようとする者が従業員を雇用し、その従業員の生計を成り立たせるだけの給料（一人につき年額130万円以上）を支払っている場合は、その者の所得が認定基準内であっても被扶養者として認定できません。また、同居の親族に対する給料・賃金は原則として必要経費として取り扱いません。

お問い合わせ先 所属所の共済組合事務担当課または共済組合保険課資格係 ☎083-925-6142

～事業所得等のある被扶養配偶者の方へ～

国民年金第3号被保険者として認定されるためには、次の条件のどちらかを満たしている必要があります。

① 健康保険の被扶養者である

② 国民年金第3号被保険者の認定基準をみたしている（年間所得130万円未満^{※1}）

事業所得等については、当該年度が終了し、確定申告を行った後でなければ当該年度の所得が確定しません。そのため、②の基準を満たしているかどうかの判定をさかのぼって行うことができます^{※2}。

共済組合の被扶養者の資格がない方でも、年間所得額によっては、年金事務所（旧：社会保険事務所）に申告をすることにより、さかのぼって国民年金第3号被保険者に認定される場合があります。

認定されるかどうかや、手続きに必要な書類等については、共済組合ではなく、年金事務所での判断となります。

該当される方やご不明な方につきましては、最寄りの年金事務所にてご相談ください。

※1 年額基準とあわせて、月額基準・日額基準もあります。

※2 国民年金第3号被保険者の取扱いです。健康保険の取扱いとは異なります。

2月に医療費通知書を配布しました

共済組合では医療費の適正化対策の一環として、年に2回「医療費通知書」を組合員のみなさんに配布しています。今回は、平成22年4月から平成22年9月までの受診分が対象となっています。ここでは、医療費通知書の詳しい見方をご紹介します。

現在、共済組合に登録されている住所			処理対象期間(受診月)			医療費通知書を作成した年月日					
753-8529 山口県 山口市 大手町 9 番11号 共済 太郎 様			平成23年1月31日 作成 平成22年4月～平成22年9月分								
受診者氏名	診療年月	① 日数	② 診療区分・給付種別	③ 医療費総額	④ 法定給付額	⑤ 公費負担額	⑥ 自己負担額	⑦ 家族療養費附加金等	⑧ 高額療養費	⑨ 入院附加金	支給額
共済 太郎	22 4	9	医科入院	439,440	307,608		131,832	56,800	50,008	2,700	109,508
		17	入院時食事療養費	11,230	6,810		4,420				
共済 花子	22 4	2	医科入院外	4,920	3,444		1,476				
共済 花子	22 4	2	調剤	9,440	6,608		2,832				
共済 長寿	22 7	3	医科入院外	20,540	16,432	2,054	2,054				
共済 健一	22 7	8	歯科入院外	92,050	64,435		27,615	2,600			2,600
共済 未来	22 7	5	医科入院外	8,570	6,856	1,714					
共済 康子	22 8	5	柔道整復	5,800	4,060		1,740				
合 計				591,990	416,253	3,768	171,969	59,400	50,008	2,700	112,108

※医療費通知書に記載されているあなたの住所が現住所でない場合は、変更手続きをお願いします。

①日数

その月に受診された日数(調剤の場合は薬を処方された回数)です。

②医療費総額

その月の受診でかかった全ての医療費(共済組合から給付されたもの、自己負担されたもの、公費が負担したものの全ての合計)です。

③法定給付額

組合員、被扶養者ともに、医療費総額の7割の額です。

※就学前の乳幼児は医療費総額の8割

※高齢受給者は、医療費総額の7割または9割

④公費負担額

公費負担医療制度対象者について、国、県、市町村が負担した金額です。乳幼児福祉医療、障害福祉医療も含まれます。

⑤自己負担額

組合員や被扶養者の方が医療機関等の窓口でこの月に実際に支払われた金額となります。

組合員本人、被扶養者ともに、医療費総額の3割の額です。

※就学前の乳幼児は医療費総額の2割

※高齢受給者は、医療費総額の3割または1割

⑥家族療養費附加金等

⑤の自己負担額から25,000円(基礎控除額)を控除した額です。⑦の高額療養費の支給がある場合は、高額療養費の自己負担限度額から25,000円を控除した額となります。なお、100円未満の端数は切り捨てとなり、また、算定した額が1,000円未満になるときは給付されません。

⑦高額療養費

⑤の額が自己負担限度額を超えるとときにその超えた額が給付されます。

※詳しくは共済組合ホームページを参照してください。

⑧入院附加金

組合員本人が引き続き7日以上入院したときに給付されます。

⑨支給額

「給付金等振込口座」に共済組合からすでに給付した額(⑥+⑦+⑧)です。

(注)健康保険が適用されないものについてはこの限りではありません。

お問い合わせ先

山口県市町村職員共済組合
保険課 医療保健係

☎083-925-6142



年金学校 初心者教室



遺族共済年金 パート2

今回は、遺族共済年金などの額について、Aさん一家を例に勉強します。
なお、基本的な制度については、前月号(1・2月号)に記載していますので、参考にしてください。

Aさんの家族構成など

- 死亡者 元組合員A(昭和24年8月生、死亡当時61歳)
- 遺族共済年金の受給権者 妻(昭和29年7月生、Aの死亡当時56歳) 無職(20歳から国民年金に加入)
- 死亡年月日 平成22年10月30日
- 組合員期間 468月(平成22年3月31日定年退職)
- 他の遺族 子(平成5年5月生、Aの死亡当時17歳) ※18歳になる年の年度末まで遺族として認定
- Aの退職共済年金の額 年額 1,600,000円(平均給料や公務員期間により算定)

遺族共済年金等の額

遺族共済年金の額は、元組合員の「退職共済年金」の額に3/4を掛けた額になります。

40歳から65歳の妻に加算

★ **遺族共済年金額 = 退職共済年金 × 3/4 + 中高齢寡婦加算** → **1,794,200円**
 (1,600,000円 × 3/4 = 1,200,000円) (594,200円)

①平成22年11月から

遺族共済年金の受給権者が妻で、かつ、18歳に達していない子がいるため、遺族共済年金に加えて、遺族基礎年金(国民年金)も受給することができます。

なお、元組合員が20年以上の公務員期間を有していたので、妻が40歳から65歳に達するまでの間、中高齢寡婦加算も受給することができます。しかし、遺族基礎年金を受給している間は、中高齢寡婦加算は停止されます。

遺族共済年金の額	遺族基礎年金の額(子1名)	合計
1,200,000円	1,020,000円 (基本額792,100円+加算額227,900円)	2,220,000円

②平成24年4月から

子が18歳に達した年度末で、遺族基礎年金は、失権となります。また、停止されていた中高齢寡婦加算は停止が解除されます。

遺族共済年金の額	遺族基礎年金の額	合計
1,794,200円 (1,200,000円+中高齢寡婦加算594,200円)	0円	1,794,200円

③平成31年8月から

妻が65歳に達しますので、中高齢寡婦加算の受給が終了し、代わりに経過的寡婦加算を受給することができます。また、妻の老齢基礎年金(国民年金)も受給が始まります。※経過的寡婦加算の額は妻の生年月日によって変わります。また、昭和31年4月2日以降に生まれた妻には加算がありません。

遺族共済年金の額	老齢基礎年金の額 (20歳から60歳まで40年間国民年金に加入)	合計
1,239,700円 (1,200,000円+経過的寡婦加算39,700円)	792,100円	2,031,800円

※遺族基礎年金や中高齢寡婦加算の額は、平成22年度の額であり、今後変更されることがあります。

◆ワンポイントアドバイス

・遺族共済年金の受給者本人に退職・老齢等の別の給付事由の年金がある場合は、給付が調整されます。

【例】遺族共済年金の受給権者である妻に、60歳から老齢厚生年金の受給権が発生したとき(年額 500,000円)

▼60歳から…遺族の年金と老齢の年金のうち、どちらか多い方を選択して受給することになります。

遺族共済年金 1,794,200円 > 老齢厚生年金 500,000円(全額停止)

▼65歳から…自分の老齢厚生年金を全額受給し、差額を遺族共済年金として受給します。また、老齢基礎年金も全額受給することができます。

老齢厚生年金 500,000円 + 遺族共済年金 739,700円 + 老齢基礎年金 792,100円 合計 2,031,800円

(1,239,700円 - 500,000円)

遺族共済年金の算定のもと、退職共済年金の額ですので、共済だより7・8月号に掲載しました「地共済年金情報webサイト」の試算額を目安にご確認ください。
<https://www.chikyonenkin.jp/>

○疑問・質問・ご意見をお寄せください○

〒753-8529

山口市大手町9番11号

山口県市町村職員共済組合
年金課

電話 083-925-6550
FAX 083-921-1228

次回予告 年金と給与の調整について

自習をされる方は全国市町村職員共済組合連合会ホームページの年金給付事業をご覧ください。

介護財源率を引き上げます

短期経理のうち介護に係る財源率を引き上げます。組合員数の減少が続いているにもかかわらず、介護納付金は増加するため、介護財源率を引き上げざるを得ない状況にあります。

昨年に引き続き財源率を引き上げるとは、組合員及び被扶養者の皆様に多大な負担をおかけすることになりますが、健全な運営をしていくためにご理解をいただきますようお願いいたします。

○介護財源率

給料 11.5% → **13.0%** 期末手当等 9.2% → **10.4%**

任意継続掛金等について

平成23年1月1日現在の組合員の平均給料月額と平成23年度の任意継続掛金率が、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

◎平均給料月額	…	331,000円
◎短期任意継続掛金率	…	112.5/1,000(最高額37,237円)
◎介護任意継続掛金率	…	13.0/1,000(最高額 4,303円)

(40歳以上、65歳未満の方のみ)

なお、毎月の納付額は、次の①または②のいずれか低い額に、上記の掛金率を乗じた額になります。

- ① 平均給料月額 ② 退職する月の初日の給料月額
(ただし、組合員期間15年以上、かつ55歳以上で初めて退職する者は、②の給料月額×0.8)

被扶養者の資格調査を行います

被扶養者に認定されている方のうち、今春学校等を卒業する見込みで、平成23年4月1日現在において満18歳以上である方について、資格調査を実施します。(ただし、以前に提出した『在学証明書』で現在も修学中と確認できる方は除外します。)

詳細につきましては、後日所属所の共済事務担当課を経由してお知らせします。

提出書類 該当者	在学証明書 【原本】	扶養控除証明書 (様式第2号)	扶養事実及び 扶養事情理由書 (様式第3号)	所得証明書
大学・専修学校・各種 学校へ進学	○			○
上記のうち定時制・通信 制教育課程へ進学	○		○	○
修学以外の理由で認定 更新が必要		○	○	○

【注意事項】

◎在学証明書には、必ず修学年数及び現在の学年を記入してください。記入もれの場合は、毎年調査の対象となりますのでご注意ください。

なお、在学証明書は、証明日が平成23年4月1日以降のものを提出してください。

◎所得証明書については、所得がある場合に提出が必要です。なお、パート・アルバイト等の給与収入がある場合は『給与支払証明書』を、事業所得等がある場合は『確定申告書(控)』の写し及び『収支内訳書』等、諸経費を確認できる書類の写しを、併せて提出してください。

◎甥姪・兄弟等の同居が扶養認定の要件になっている方については、組合員及び該当者の住民票を提出してください。

◎障害年金等を受給している方は、最新の額が確認できる書類(年金支払通知書等)の写しを提出してください。

◎資格を確認するうえで共済組合が必要と判断した場合は、別に書類を求める場合があります。

ライフ山口だより



有限会社 ライフ山口

〒753-0072
山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階
TEL:083-925-2128
FAX:083-925-2161
メールアドレス:ym212@lime.ocn.ne.jp

◎更新結果

(平成23年3月1日現在)

昨年の8月から9月にかけて各所属所を訪問いたしました。制度発足2年目の「遺族サポートロング」にはたくさんの方にご加入いただき、ありがとうございました。

「遺族サポートプラン」

本人加入者数
9,116名

「遺族サポートロング」

本人加入者数
7,020名

「長期継続保障」

本人加入者数
270名

「医療保障保険」

本人加入者数
3,069名

「重病克服支援プラン」

本人加入者数
3,724名

「総合医療サポート」

本人加入者数
1,240名

※「遺族サポートロング」は、制度発足2年目で加入率が約**42.2%**になりました。

◎退職後制度 (共済扱・個人扱)

早期退職される場合もご継続可能です。

※詳細はパンフレットをご参照ください。
※年齢は保険年齢です。

共済扱

退職後制度加入のイメージ

在職中に「遺族サポートロング」に加入することで、退職後も右記の通り継続加入が可能となります。

※「遺族サポートロング」のみの加入はできません。遺族サポートプランとセットでご加入ください。

保障内容

60歳(退職)

69歳

死亡・高度障害

遺族サポートロング
※69歳まで継続可能

病気・けが(災害)

医療保障保険
※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能

総合医療サポート
※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能

三大疾病

重病克服支援プラン
※遺族サポートロング加入で69歳まで継続可能

退職後制度(共済扱)の特長

① 退職しても69歳まで継続可能^{※1}となります。

② 生存給付も併せて継続可能^{※2}となります。

③ 退職後も配当金^{※3}を受取れます。

※1 定年退職・早期退職ともに退職後継続可能です。

※2 生存給付・医療保障保険・総合医療サポート・重病克服支援プラン

※3 「遺族サポートロング」「医療保障保険」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。「総合医療サポート」「重病克服支援プラン」には配当金はありません。

個人扱

在職中に「遺族サポートプラン」にご加入されていた方は、退職後に「一時払退職後プラン」に加入することができます。^{※4}

保障内容

60歳(退職)

終身

死亡・高度障害

遺族サポートプラン

一時払退職後プラン

退職後制度(個人扱)の特長

◆ 一時払の保険料で保障が一生続きます。

◆ 健康告知なし、無診査でご加入頂けます。^{※5}
3月末退職の場合、ご加入日は5月1日になります。

※4 脱退した団体契約における被保険者期間が退職日直前で継続して2年を超えていること

※5 ア)遺族サポートプランを脱退した日から1ヶ月以内の加入であること

イ)申込の保険金額が、遺族サポートプラン脱退時の保険金額以下であること



新しく健診事業をはじめます

平成23年4月より疾病予防対策事業の一環として、『歯科健康診断助成事業』をはじめます。詳細については、共済だより4月号にてお知らせします。

利用助成契約施設変更のお知らせ ※ご利用の際は、ご注意ください。

平成23年4月1日から平成24年8月31日まで改築・改修工事のため全面休館

区 分	施 設 名	施設所在地
島根県市町村職員共済組合	ホテル白鳥	島根県

平成23年4月1日から【新規追加指定施設】

区 分	施 設 名	施設所在地
契約保養所・旅館	コランド山口・宇部	宇部市
保健・文化施設	嘉村磯多生家 帰郷庵	山口市
メンタルヘルス相談機関 (医療機関)	ふじもとメンタルクリニック	周南市
	浜通りクリニック	宇部市
	こころの医療センター	
メンタルヘルス相談機関 (カウンセリングルーム)	UBE心理カウンセリング・オフィス 「flow(フロー)」	

平成23年3月31日で【指定解除施設】

区 分	施 設 名	施設所在地
契約保養所・旅館	錦パレスホテル	岩国市
保健・文化施設	弥栄キャンプ村	岩国市

病気の悩み、育児や介護の不安、薬の疑問、医療・福祉機関の情報など・・・
健康について、困ったとき、知りたいときは、まず電話してください。

プライバシー
厳守！

電話健康相談

0120-876-898

年中無休・24時間いつでも相談できます。
相談料・通話料（携帯も）とも無料です。

Eメールでの相談もできます。

山口県市町村職員共済組合のホームページのトップページ『共済健康相談室』の
バナーをクリックしていただき、ID 876898 でログインしてご利用ください。

お問い合わせ先

保険課医療保健係

☎083-925-6142

貸付係からのお知らせ

～支払い方法等にご注意ください!!～

共済組合の貸付事業は、貸付金をもって購入（工事請負）先等に支払いをするものを対象としています。よって、貸付けの申込金額に支払済みの金額やクレジット契約による支払い金額を含めることはできません。また、普通貸付支払い報告書や住宅貸付等の完了届による事後確認の結果、貸付金の返還をしていただくケースが発生しています。

（返還事例）

- 貸付申込金額について、貸付金の交付前に自己資金等で支払っていた。
- 貸付申込金額について、一括支払いであるが、支払い先が見積書による購入先ではなく信販会社となっていた。
- 貸付申込金額について、クレジット契約による分割支払いをしていた。

上記の例は、特に車の購入の為に普通貸付を受けられた場合に見られます。

近年、残価設定型プランなど新たな購入方法がありますが、支払い先が信販会社などになる場合は、共済組合の貸付対象となりませんので、ご注意ください。

また、ご不明な点がありましたら、申込前に所属所共済事務担当課もしくは共済組合福祉課貸付係までお問い合わせください。

※ 入学貸付・修学貸付については、貸付けのスケジュールと学費等の納入期限が合わない場合がありますので、納入済みのものも対象となる場合があります。

お問い合わせ先 福祉課貸付係 ☎083-925-6551

年金者連盟からのお知らせ

山口県市町村職員年金者連盟は、市町村等を退職された年金受給者（遺族年金を含む。）を対象として、「会員相互の親睦と経済的地位の向上を図るとともに、地方自治の発展に協力する」ことを目的として、昭和41年5月に設立された団体です。そして、現在、県下19支部を設置し、会員数10,000人を超える団体に発展し、目的達成のために下記のような事業を行っています。

事業種別	事業内容
陳情活動	年金受給者の処遇改善を図るため、政府や国会に対して陳情を行なっています。
支部助成金等の交付	支部の活動費として、支部助成金、福利厚生交付金等を支部に交付しています。
宿泊利用助成券の発行	会員及び会員の配偶者を対象に、次の施設の宿泊利用に助成します。 1人1回につき2,000円（回数制限なし） 《対象施設》 防長苑（山口県）、東京グリーンパレス（東京都）、九段会館（東京都） シティプラザ大阪（大阪府）、鯉城会館（広島県）、ホテル白鳥（島根県） サン・ピーチOKAYAMA（岡山県）、弓ヶ浜荘（鳥取県）、溪泉閣（鳥取県） ホープスターとっとり（鳥取県）
会員の慶弔に対する贈呈金	白寿祝金（30,000円）、米寿祝金（10,000円）、喜寿祝金（7,000円）、金婚祝金（10,000円）、弔慰金（10,000円）
広報誌の発行	連盟の動きや年金等の情報を会員に提供するため、年2回、広報誌「山口県連盟だより」を発行しています。
保険の斡旋	次の保険について、加入を斡旋しています。 ① 団体傷害保険・団体疾病保険（損保ジャパン）の加入（保険料は、個別加入に比べて約30%程度の割安です。） ② がん保険（アフラック）の団体加入（保険料は、個別加入に比べて約5%程度の割安です。また、在職中に加入されている方は、団体割引が継続されます。）
優待割引の実施	住友信託銀行の実施する遺言信託に関わる優待割引等（基本料金の割引、保管料の無料等）を受けることができます。

注）会費は支給年金額の2.3/1000（最高5,000円・最低400円）となります。

お問い合わせ先 年金者連盟事務局（年金課内） ☎083-925-6550

～処方せんの使用期間にご留意ください～

保険医療機関（病院や診療所）で交付される処方せんの使用期間は、交付の日を含めて4日以内です。これには、休日や祝日が含まれますので、処方せんの使用期間が過ぎないようにご注意ください。

なお、長期旅行等特殊の事情があり、医師や歯科医師が、処方せんに別途使用期間を記載した場合には、その日まで有効となります。

処方せん													
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)													
公費負担者番号					保険者番号								
公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号								
患者	氏名		明大昭平			保険医療機関の所在地及び名称							
	生年月日		年	月	日	電話番号							
	区分		被保険者		被扶養者		保険医氏名 (印)						
		都道府県番号		点数表番号		医療機関コード							
交付年月日		平成		年	月	日	処方せんの使用期間		平成	年	月	日	特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること

中国四国厚生局ホームページより

いつでも、お好きなときに積立可能な
共済積立貯金の **随時積立** をご利用ください!

利率(半年複利)
年1.1%
(税引後0.88%)

積立貯金に未加入の方

積立貯金加入申込書(様式第1号)を所属所共済事務担当課に提出

専用の振込依頼書を使って山口銀行本支店の窓口で振込み

翌月中旬頃、臨時積立受領書(封書)を所属所経由で送付

積立貯金に加入済の方

※積立額は、1万円単位となります。
※組合員(任意継続組合員を除く。)のみ加入できます。
※銀行預金等と異なり預金保険制度(ペイオフ)による貯金の保護はありません。

振込依頼書は、共済だより11・12月号に差込み、もしくは所属所の共済事務担当課に用意してあります。

貯金事業については、共済だより4月号または共済組合ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 所属所の共済事務担当課または共済組合福祉課貯金係 ☎083-925-6551

共済貯金送金スケジュール

	共済組合締切日(必着)	送金日
払戻し	3月10日(木)	3月31日(木)
	3月25日(金)	4月15日(金)
	4月8日(金)	4月28日(木)
	4月25日(月)	5月13日(金)
解約	3月10日(木)	3月31日(木)
	4月8日(金)	4月28日(木)

共済組合の行事(3月)

○理事協議会・組合会
3月2日(水) 防長苑

正解者の中から抽選で
10名様に
図書カード1,000円分を
差し上げます。

1	2	3		4	5	6
7		F		8	C	
9		10	11		12	13
	14		E	15		16
17	18		19		D	
		20				21
22		23		24	25	26
27			28		29	
	30	31		32	33	34
35			36			B
		A				

頭の体操!!

クロスワードパズル

クロスが解けたらA~Fを順に並べてください

● 応募方法 ●

ハガキ又はFAXに右記のとおりご記入の上、ご応募ください。(1人1通まで)

● 応募先 ●

〒753-8529
山口県山口市大手町9-11
山口県市町村職員共済組合
総務課 企画係
FAX 083-921-1228

● 締め切り ●

4/5 (火) 必着

※お寄せいただいたご意見等については今後の共済事業運営の参考とさせていただきます。

● 答え ●

-
- 住所
- 電話番号
- 組合員名
- 応募者名(続柄)
- 所属所名
- 組合員証記号番号
- 共済事業に対するご意見・ご感想

「クロスワードパズル」 プレゼント当選者発表

応募総数 184通
正解 184通
抽選により当選者を決定しました。
当選者には3月中旬までに賞品をお送りします。お楽しみに!

〈前回の答え〉 カガミモチ

セ	イ	ジ	ン	シ	キ	ア	イ	チ
ツ	ン	カ	ザ	ミ	ド	リ		
ブ	ツ	リ	ガ	ク	ト	リ	オ	キ
ン	キ	イ	セ	ン	メ	イ	テ	キ
カ	ラ	ヤ	ン	イ	ケ	ス	ジ	
ト	ラ	モ	サ	ク	タ	イ	ヤ	
リ	ン	ブ	ン	カ	カ	イ	ソ	ク
ツ	ウ	ロ	ク	サイ	ク	ル	ヤ	
ク	チ	グ	ル	マ	ギ	ハ	ク	

- クロスワードパズル当選者**
- 組 浜田由美江 (光市病院局)
 - 組 小方ゆかり (下松市)
 - 組 藤井裕久 (柳井市)
 - 組 河村健一 (宇部市)
 - 組 木村美津枝 (長門市)
 - 組 辻美枝 (周南市)
 - 組 貞森美恵子 (周南市)
 - 組 藤本浩和 (岩国市)
 - 組 阪田ひなの (周防大島町)
 - 組 井村哲雄 (平生町)
- (順不同・敬称略)

- ヨキーワード**
- 1 春の彼岸の中目。
 - 4 冬ごもりの虫がはい出てくるころ。
 - 7 3月3日は○○の節句。
 - 8 思いがけずうれしい○○でした。
 - 9 石川県があります。
 - 12 瓦や壁の破片など。
 - 14 ○○○○○机を買ってもらいました。
 - 16 いつくしみあわれむ心。
 - 17 S.Lの○○がございました。
 - 19 氷河時代に生息していた○○○○ソウ。
 - 20 ○○○を結う。
 - 22 名著の○○○○版。
 - 24 モンゴルから中国にかけて広がる○○○○。
 - 27 不足しがちな栄養を補います。
 - 28 ○○○はすれの回答。
 - 29 千枚通しのこと。
 - 30 最後の頼みの○○。
 - 32 日ごろの○○を晴らしました。
 - 34 ○○○に潜伏する。
 - 35 踊りが祭りに○○をそえました。
 - 36 勝利を○○○○におさめました。

- タテキーワード**
- 1 むかしは「赤間関」と呼ばれていました。
 - 2 長門の○○温泉。
 - 3 ○○○を経て仕事に復帰しました。
 - 4 僧侶の服。
 - 5 ○○○応募。
 - 6 「トラビエアータ」が原題のオペラ。
 - 8 大金を使って派手に遊ぶこと。
 - 10 転居の案内○○を送りました。
 - 11 寄る○○には敵いません。
 - 13 スーパーで○○にならびました。
 - 15 前かがみになった人の上を跳びこえていきます。
 - 18 ニュース速報の○○が流れました。
 - 20 ななめに○○でも移動できます。
 - 21 「大人の趣味として人気の○○。
 - 22 積極的な行為をしないこと。
 - 23 物資の補給も断たれ、城は○○無縁の状態となった。
 - 24 旅先で○○○○グルメを食べ歩きました。
 - 25 さらさらした○○肌。
 - 26 ○○○が少なく大人しいひと。
 - 31 いくらメールを送っても○○○○のご返事です。
 - 33 ○○○で薬を飲みました。







編集後記

1月は行き、2月は逃げ、あつという間に年度末になってしまいました。春は別れや出会いの季節です。自分や家族に大きい環境の変化がある組合員さんも多いかと思われます。この時期、新しいことへの期待もある反面、不安が入りまざり心身ともに疲れやすくなります。体調管理に心がけましょう。(S・Y)

来年度より歯科健康診断助成事業が始まります。前歯が1本ない身としては歯の大切さは重々承知しているつもりですが、定期検診はさぼりがち...これを機会に歯の健康診断を受けて、8020めざしてがんばりたいと思います。(M・H)

組合の現況

平成23年2月9日 現在

		
組合員/男	組合員/女	組合員/合計
11,156人	5,469人	16,625人
		
任意継続組合員	被扶養者/男	被扶養者/女
451人	7,073人	12,058人
		被扶養者/合計
		19,131人

歓迎 プラン 会

~4/27(水) ご予約承り中

料理人の紹介



和食料理長 樋口 稔



洋食料理長 田中 利明



ご予約・お問い合わせ



〒753-0077 山口市熊野町4-29
TEL 083-922-3555

防長苑

検索



会席コース 5,000円~

パーティーコース
5,000円~

20名様以上の
ご予約で
4,000円
プランも可能!!

ご予算に合わせて
ランクアップ可能です!

日~木曜日のプランで、ご希望により
デザートビュッフェサービス

フリードリンク

(2時間飲み放題)

●日~木曜日のプラン 1,500円

●金~土曜日のプラン 2,000円

ご宿泊パック (1泊朝食付き)

※10名様以上の宴会にご出席の方

●日~木曜日ご利用で 500円

●金~土曜日ご利用で 2,000円

(上記の金額は、宿泊利用助成券使用後の金額です。)



※メニューは一例です ※価格は全て税・サービス料込みとなっております。

Lunch 11:30~

Dinner 18:00~



名様より12名様まで

ご予約制

2,000円~

4,000円~

(お一人様)
ご予約に応じて

少し雰囲気を変えて、
個室レストランで...
エトワール
etoile
Lunch & Dinner